#### 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団物品調達等一般競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団(以下「財団」という。) が発注する物品の調達及び印刷の請負契約を一般競争入札により執行するに当た り、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象は、理事長が指定する物品の調達及び印刷の請負に係るもの (以下「指定物品」という。)とする。

(参加資格)

- 第3条 一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格という。」)は、次 の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 埼玉県財務規則 (昭和 39 年埼玉県規則第 18 号) 第 91 条の規定により埼玉県 の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
  - (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査(建設業者に限る。)を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
  - (4) 埼玉県の物品等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
  - (5)公表日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - (6)公表日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- 2 前項に定めるもののほか、必要な参加資格は、理事長が別に定めることができる。 (公表内容等の決定)
- 第4条 指定物品の執行伺いを所掌する部長は、指名業者等選定委員会に諮り、第3 条に定める参加資格及び公表の内容等を決定するものとする。

(公表の方法)

第5条 公表は、別に定める入札参加募集説明書(以下「説明書」という。)により、 財団ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

(公表する事項)

- 第6条 説明書で公表する内容は、次に掲げる事項とする。
  - (1)調達案件名称及び数量
  - (2)調達案件の仕様

- (3)納入期限
- (4)納入場所
- (5) 入札方法等
- (6)参加資格
- (7)入札参加資格の確認
- (8) 仕様書等に関する質問及び回答
- (9) 提案品の受付及び採否結果通知(印刷の請負に係るものを除く。)
- (10) 開札の方法及び開札場所等
- (11) 入札保証金
- (12) 入札の無効
- (13) 最低制限価格の設定(印刷の請負に係るものに限る。)
- (14) 落札者の決定等
- (15) 契約保証金
- (16) その他必要な事項

(入札参加の意思表示)

第7条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、説明書に定める期限までに、説明書で定める方法で入札参加申込書を理事長に提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

(参加資格の審査及び通知)

- 第8条 理事長は、前条により参加希望者から入札参加申込書の提出があった場合は、 入札の参加資格を審査しなければならない。
- 2 理事長は前項の審査の結果を、入札参加資格審査結果通知書(様式第1号)により通知するものとする。
- 3 参加資格の審査は、入札参加資格等審査結果調書(様式第2号)により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。
- 4 落札者が契約までに説明書に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札者は入札参加資格を満たさないものとする。
- 5 入札参加希望者及び第2項により指定物品の入札参加資格を満たすと認められた者(以下「入札参加資格者」という。)については、当該指定物品の入札終了まで公表しない。

(入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

- 第9条 入札参加資格審査結果通知書を受理した者が、受理した入札参加資格審査の 結果に不服があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して原則として5 日(休日を除く。)以内に、理事長に対し、その理由について説明を求めることがで きる。
- 2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、説明要求書 (様式第3号)を持参又は郵送することにより行うものとする。
- 3 理事長は、第1項の説明を求められたときは、説明要求書を受理した日の翌日か

ら起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、回答書(様式第4号)により回答するものとする。

- 4 当該説明の要求は、前条第1項の事務の執行を妨げないものとする。 (入札説明会)
- 第10条 理事長は、特に必要があると認める場合に、入札説明会を開催することができる。

(発注図書等)

第 11 条 入札に参加するために必要となる図面、特記仕様書その他入札金額の見積 に必要な図書(以下「発注図書等」という。)は、入札参加資格者に閲覧及び貸与す るものとする。

(仕様書等に関する質問及び提案品の受付)

- 第 12 条 入札参加資格者で、仕様書等に関する質問がある場合は、質問票により、 受付期間内に理事長あてに、ファクシミリで提出するものとする。
- 2 入札参加資格者からの質問 (様式第5号) 及びその回答 (様式第6号) の要旨は、 入札参加資格者に周知するものとする。
- 3 入札参加資格者が、仕様書に示す例示品以外の物品で仕様を満たすものとして、 入札を希望する場合は、受付期間内に別途指定する者あて、提案品協議書(様式第 7号)にカタログ等を添付して持参又は郵送で提出し、仕様を満たしていることの 確認を受けるものとする。
- 4 入札参加資格者全員に共通する質問及びその回答並びに提案品の採否結果については、説明書に定める日時に理事長が、財団ホームページに掲載して行うものとする。

(入札保証金)

- 第 13 条 入札参加資格者は、見積金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金の納付を 行わなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を 免除することができる。
  - (1)入札参加資格者が保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を 締結したとき。
  - (2) 財団、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(指定出資法人を含む。) と指定物品とほぼ同じくする契約を過去3年の間に数回以上すべて誠実に履行 したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めら れるとき。
  - (3) その他前号に準ずる場合であると、理事長が認めるとき。
- 2 入札保証金は、入札後、様式第8号の請求書に基づきこれを還付するものとする。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金は還付しない。 (入札執行者等)
- 第14条 入札執行者は、総務課長又は総務企画部長が指定した者とする。
- 2 入札執行者は、入札に当たって、財団職員にその執行を補助させることができる。

(入札金額見積内訳書)

第 15 条 入札執行者は、必要があると認めるときは、入札参加者から入札金額見積 内訳書を提出させることができるものとする。

(入札)

- 第 16 条 入札執行者は、説明書に定める方法により、入札書(様式第 9 号)を提出 させなければならない。
- 2 入札に参加する者の数が1者の場合であっても、執行するものとする。 (代理人による入札)
- 第17条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合における委任状(様式第10号)提出方法及び代理人であることの確認の方法は、説明書で定める。 (入札の辞退)
- 第 18 条 入札執行者は、入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各 号に掲げるところにより取扱うものとする。
  - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式第11号)を提出させる。
  - (2)入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。

(入札書の書換等の禁止)

第 19 条 入札執行者は、入札参加者がいったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(入札の取りやめ等)

第 20 条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を 公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加 させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(開札)

第21条 開札方法及び開札結果の発表の方法は、説明書で定める。

(入札の無効)

- 第22条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
  - (2) 入札者の押印のない入札書による入札
  - (3) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
  - (4) 金額の訂正のある入札書による入札
  - (5) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
  - (6)記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
  - (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
  - (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
  - (9)2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札

- (10) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (11) 虚偽の入札参加資格審査結果通知書を提示した者がした入札
- (12) その他公表した事項に反した者がした入札 (再度入札)
- 第 23 条 入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格、かつ、最低制限価格を設けた場合はその額以上の価格(以下「制限範囲内価格」という。)をもって入札したものがないときは、再度入札を行うものとする。
- 2 再度入札は、2回限りとする。
- 3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者に限る。ただし、 前回の入札において、無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができな い。
- 4 再度入札の実施期日は、説明書で定める期間内において、理事長が定める。 (不調時の取扱い)
- 第 24 条 再度入札によっても、制限範囲内価格で入札を行った者(以下「落札者」 という。)がいない場合は、随意契約とすることができるものとする。
- 2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して 行うものとし、希望者から見積書(様式第 12 号)を提出させるものとし、その方 法は、説明書に別に定める。

(落札者の決定)

- 第 25 条 入札執行者は、制限範囲内価格で入札をした者を落札者と決定するものと する。
- 2 理事長は、前項により落札者として決定した者に対して、様式第 13 号により通知するものとする。
- 3 制限範囲内価格で入札をした者が2者以上ある場合の落札者は、説明書に定める 方法で落札者を決定する。

(契約保証金)

第26条 契約保証金の額は10分の1以上とする。ただし、財団、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(指定出資法人を含む。)と指定物品とほぼ同じくする契約を過去3年の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(契約の確定)

- 第27条 契約は、理事長と、契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。 (その他)
- 第28条 この要領に特別の定めがない事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月19日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

 埼芸文 第
 号

 年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者名

> 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 理事長 印

# 入札参加資格審査結果通知書

入札参加申込書について審査した結果、下記のとおり決定したので、通知します。

なお、参加資格審査結果の備考欄に記載する入札保証金の割合を、 年 月 日までに指 定口座に銀行振り込みより入金してください。

また、入札参加資格を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を 求めることができますので、本通知の日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に説明要 求書(様式第3号)を理事長に提出してください。

記

#### 1 参加資格審查結果

物	П	名	審査結果	入札実施日時	入札実施場所	備	考

(注) 入札保証金の減免については、備考欄に記載する。

#### 2 入札保証金の振込先

振込金融機関名/店名	銀行/	支店
口座種別/口座番号	預金/	
口座名義	コウエキザイグシャウジンサイクマケンゲイジュ 公益財団法人埼玉県芸術 リジチョウ 理事長	ップンカシンコンザイダン 育文化振興財団

※ 第13条第1項第1号に規定する保険契約を締結した場合は、期限までに保険証書の写 しを提出してください。

# 入札参加資格等審査結果調書

物	品	名						
場		所						
入	札	日	年	月	日			
落札	」 候 補	育 者						

#### 【資格要件】

入札参加資格	適	否(理由:	)
資格者名簿への登載	適	否(理由:	)
指名停止中でない	適	否(理由:	)
資格審査数値や格付	適	否(理由:	)
本店所在地	適	否(理由:	)
納入実績	適	否(理由:	)
	適	否(理由:	)

#### 【確認結果等】

上記のとおり、入札参加希望者が適格・不適格であることを確認しました。

年 月 日

確認者 担当課 職・氏名

# 説明要求書

年 月 日

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団	
理事長	様

1 説明要求者

住 所	
電 話 番 号	
商号又は名称	
代 表 者 名	

2 説明要求の対象となる物品名

物品	먑																																										
名																																											

- 3 説明要求のある事項
- 4 3の主張の根拠となる事項

 埼芸文第
 号

 年
 月

 日

様

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 理事長 <u></u>即

### 回 答 書

年 月 日付けで説明要求があった件について、下記のとおり回答します。

記

1 説明要求の対象とされた物品名

物品名

- 2 説明要求のあった事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 回答内容

# 質 問 書

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 理事長 様

> 住 所 商号又は名称 代表者名

印

物品の仕様等に関して、次のとおり、不明な箇所がありますので質問します。

図面番号	質問内容
又は	
仕様書頁	

質問提出日

 埼芸文 第
 号

 年 月 日

### 質 問 回 答 書

様

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 理事長 <u></u>回

次のとおり質問がありましたので、回答します。

物品名	
場所	
質問内容	
回 答	
図面番号	
又は	
仕様書頁	

<sup>※</sup> ホームページ等へ掲載する場合は、質問者及び回答者欄等を削除する。

# 提案品協議書

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 理事長 様

> 住 所 商号又は名称 代表者名

印

次のとおり、仕様書に示す例示品以外の物品で仕様を満たすものとして、入札を希望したいので、協議します。

物品名	
仕様等	
添付資料	

# 請求書

4	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 理事長	様	
		住 所 商号又は名称 代表者名	印
Ī	人札保証金について、下記のとおり、還の	付請求します。	
		記	
1	対象		
	物品名	<u> </u>	
	場 所	<u> </u>	
2	金額		
	金	<u>円</u>	
3	振込先		
	銀行 支力	<u>店</u>	
	当座預金/普通預金		
	口座番号		
	口座名義		

#### 入 札 書

- 1 物品名
- 2 場所
- 3 金額

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団物品調達等一般競争入札執行要領に従い、発注図書及び 場所等も熟知したので入札します。

年 月 日

住 所商号又は名称代表者名

印

上記代理人 氏 名

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 理事長 様

(注意事項)

- 1 金額は、算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよいこと。
- 3 金額は、消費税を含まないものとする。

### 委 任 状

私は

母を代理人と定め、下記に関する入札(見積)の一切の権限を委任

します。

記

- 1 物品名
- 2 場所

年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者名

様

印

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 理事長

(注意事項)

- 1 委任者の印は、法人にあってはその権限を有する者の印とする。
- 2 代理人の印は、認印でも差し支えない。

# 入 札 辞 退 届

年 月 日付けで入札公表された について、下記により入札を辞退します。

記

- 1 物品名
- 2 場所
- 3 辞退理由

年 月 日

住 所商号又は名称代 表 者

印

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 理事長 様

#### 見積書

1	物品名	
1	1/2/ 1111/11	ı

- 2 場所
- 3 金額

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団物品調達等一般競争入札執行要領に従い、発注図書及び 場所等も熟知したので見積します。

年 月 日

住 所商号又は名称代表者名

上記代理人 氏 名 <sup></sup>

印

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 理事長

様

(注意事項)

- 1 金額は、算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 代理人による見積の場合の印は、代理人印のみでよいこと。
- 3 金額は、消費税を含まないものとする。

 埼芸文第
 号

 年
 月

 日

様

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 理事長 [印]

落札者(契約者)の決定及び契約の締結について(通知)

下記の入札(見積合せ)の結果、貴社を落札者(契約者)と決定しましたので通知します。

記

- 1 物品名
- 2 場所
- 3 入札(見積)年月日